

## 感染再拡大防止に向けた要請等

	現 行	改 定												
区 域	兵庫県全域	兵庫県全域 (但し、 の営業時間短縮要請は神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市)												
期 間	3月1日(月)から 3月7日(日)まで	3月 8日(月)から 3月21日(日)まで												
外出自粛	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中も含めた不要不急の外出自粛を要請</li> <li>感染が拡大している地域への不要不急の往来及び感染リスクの高い施設等の利用の自粛、特に21時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請</li> <li>[特措法第24条第9項に基づく]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中も含めた不要不急の外出自粛を要請</li> <li>特に感染が拡大している地域への不要不急の往来及び感染リスクの高い施設等の利用の自粛を要請</li> <li>[特措法第24条第9項に基づく]</li> </ul>												
施設の 使用制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店、遊興施設(*)のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている飲食店の5時~21時の間の営業(酒類の提供は、11時~20時の間)を要請</li> <li>*ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外</li> <li>[特措法第24条第9項に基づく]</li> <li>協力金の支給 支給額：1日あたり4万円/店舗×時短営業日数(定休日を除く)</li> <li>財 源：国負担80%、 県負担20%×2/3、市町負担20%×1/3</li> <li>特措法によらない働きかけ</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>劇場、集会場、運動施設、遊技場等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>5時~21時の間の営業時間短縮、11時~20時までの酒類提供</li> <li>人数上限5,000人以下、かつ、収容定員の50%以内</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>5時~21時の間の営業時間短縮、11時~20時までの酒類提供</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	施設	内容	劇場、集会場、運動施設、遊技場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>5時~21時の間の営業時間短縮、11時~20時までの酒類提供</li> <li>人数上限5,000人以下、かつ、収容定員の50%以内</li> </ul>	物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>5時~21時の間の営業時間短縮、11時~20時までの酒類提供</li> </ul>	<p>【神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飲食店、遊興施設への営業時間短縮要請</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>5時~21時の間の営業を要請(酒類の提供は、11時~20時30分の間)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている店舗</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外 [特措法第24条第9項に基づく]</p> <p>協力金の支給 支給額：1日あたり4万円/店舗×時短営業日数(定休日を除く) 財 源：国負担80%、 県負担20%×2/3、市町負担20%×1/3</p> <p>&lt; 県全域に協力依頼 &gt; ・業種別ガイドラインの遵守</p>	施設	内容	飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>5時~21時の間の営業を要請(酒類の提供は、11時~20時30分の間)</li> </ul>	遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている店舗	
施設	内容													
劇場、集会場、運動施設、遊技場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>5時~21時の間の営業時間短縮、11時~20時までの酒類提供</li> <li>人数上限5,000人以下、かつ、収容定員の50%以内</li> </ul>													
物品販売業を営む店舗(千㎡超)(生活必需物資を除く)等	<ul style="list-style-type: none"> <li>5時~21時の間の営業時間短縮、11時~20時までの酒類提供</li> </ul>													
施設	内容													
飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設(宅配・テイクアウトサービスは除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>5時~21時の間の営業を要請(酒類の提供は、11時~20時30分の間)</li> </ul>													
遊興施設(*) (キャバレー、ナイトクラブ、バー、カラオケボックス等)のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている店舗														
イベント の開催制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントの開催要件を、人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容定員の50%以内、屋外にあっては人との距離を十分に確保</li> <li>[特措法第24条第9項に基づく]</li> <li>あわせて、21時までの時間短縮を働きかけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントの開催要件</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等</td> <td>100%以内</td> <td>5,000人以下 又は 収容定員の50%以内(10,000人)</td> </tr> <tr> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント等</td> <td>50%*以内</td> <td>のいずれか大きい方</td> </tr> </tbody> </table> <p>*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい(50%を超える場合がある)。 [特措法第24条第9項に基づく]</p>	区 分	収容率	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	100%以内	5,000人以下 又は 収容定員の50%以内(10,000人)	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント等	50%*以内	のいずれか大きい方			
区 分	収容率	人数上限												
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	100%以内	5,000人以下 又は 収容定員の50%以内(10,000人)												
大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント等	50%*以内	のいずれか大きい方												
出勤抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの推進を要請</li> </ul>												
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>3密の回避など「ひょうごスタイル」の推進</li> </ul>	同左												

## 人口10万人あたり患者数（圏域別）

(人)

	5週前	4週前	3週前	2週前	1週
	1/28~2/3	2/4~2/10	2/11~2/17	2/18~2/24	2/25~3/3
神戸	26.45	14.15	8.62	4.01	5.72
阪神南	19.63	12.19	9.00	3.97	5.80
阪神北	15.93	11.18	5.03	5.03	3.07
東播磨	10.38	3.23	1.96	1.68	1.68
北播磨	10.99	6.06	5.31	0.00	0.76
中播磨	14.56	7.37	4.38	7.72	2.81
西播磨	6.08	3.24	4.46	1.62	3.24
但馬	6.96	10.12	6.33	2.53	2.53
丹波	12.90	8.93	0.00	0.00	0.00
淡路	7.90	7.11	1.58	0.00	0.00
総計	17.45	9.95	6.15	3.70	3.86